

# 長崎市女性活躍職場環境改善補助金交付要綱

令和6年4月4日

告示第265号

## (目的)

第1条 この要綱は、女性の就労促進及び活躍推進を図るため、女性のための職場環境の改善を行う市内の企業等に対し、予算の範囲内において、長崎市女性活躍職場環境改善補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。

）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 女性従業員専用施設（トイレ、更衣室、休憩室等）の整備事業（既存施設に新たに整備するものに限る。）
- (2) 女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成に関する事業
- (3) 労務担当者又は従業員に対する女性の活躍推進に係る研修、周知及び啓発に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、女性のための職場環境改善に向けた取組として市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県、市等の助成制度による他の補助金等（長崎県魅力ある職場づくり推進補助金（長崎県魅力ある職場づくり

推進補助金実施要綱（令和 8 年 5 月 1 9 日施行）第 1 条に規定する長崎県魅力ある職場づくり推進補助金をいう。以下同じ。）を除く。）の交付を受ける事業については、補助対象としない。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 市内に本社又は事業所を有する者であること。
- (3) 市内の事業所（前条第 1 項第 1 号の事業を実施する場合は整備を行う事業所）において、雇用期間の定めのない正社員を 1 0 名以上雇用し、女性の正社員を採用している又は採用することが見込まれるものであること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。ただし、長崎県魅力ある職場づくり推進補助金の交付を受けるときは、補助対象経費から当該補助金の額を差し引かなければならない。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1補助対象者につき50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の2月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の書類は長崎市女性活躍職場環境改善補助事業計画書(第1号様式)とし、同項第2号の書類は長崎市女性活躍職場環境改善補助事業収支予算書(第2号様式)とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 本市に事業所を有することを証する登記事項証明書等の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 整備予定箇所の写真(第2条第1項第1号の事業を実施する場合に限る。)

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、

を当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

- (2) 実施した補助対象事業の内容について、本市が実施する周知広報に協力すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を行った年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第12条第1号の書類は、長崎市女性活躍職場環境改善補助事業実績書(第3号様式)及び長崎市女性活躍職場環境改善補助事業収支決算書(第4号様式)とする。

- 3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の支出を明らかにする領収書等の写し
- (2) 補助対象事業の契約日及び契約内容を明らかにする書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施内容を明らかにする書類

(成果報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の成果について、補助対象事業を行った年度の翌年度及び翌々年度の7月1日から7月末日までの間に長崎市女性活躍職場環境改善補助事業成果報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数とする。

2 規則第19条第2号又は第3号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もその効力を有する。

附 則（令和7年3月28日告示第296号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市女性活躍職場環境改善補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年6月29日告示第473号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料及び研修等の講師謝礼金
旅費	研修等の講師派遣に係る旅費
消耗品費	資格取得に係る教材費等
印刷製本費	各種制度周知パンフレット、研修用資料等の印刷費
役務費	資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等
使用料及び賃借料	研修等に係る会場使用料等
工事費	女性従業員専用施設の整備に係る工事費
備品購入費	女性従業員専用施設の整備に伴う温水洗浄便座、更衣用ロッカー等の購入費
その他経費	女性のための職場環境改善に向けた取組に係る経費として必要と認めるもの